医政総発０７３１第２号
医政支発０７３１第３号
令和８年７月３１日

都道府県知事
保健所設置市長　殿
特別区長

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
（　公　印　省　略　）

一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の確認のポイント及び医療機関を開設する一般社団法人が届け出なければならない計算書類等の様式等（通知）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき、病院又は診療所の開設・経営等については非営利性が求められていますが、登記のみで簡易に設立することができる一般社団法人が開設する病院又は診療所については、事業・経営実態を定期的に監視する仕組みがないこと等を背景として、非営利性等の確保の観点から課題が指摘されていました。

こうした状況及び令和６年 12 月 25 日に社会保障審議会医療部会が取りまとめた「2040 年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」を踏まえ、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 25 号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）により当該法人（公益社団法人を除く。）に対して、事業報告書等の書類を届け出させる手続を新設し、令和８年４月１日から施行されたところです（実際の届出は令和９年４月１日以降開始）。

その際、「医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（令和８年３月 27 日付け医政総発 0327 第３号厚生労働省医政局総務課長通知）において、「病院又は診療所を開設する一般社団法人が届け出なければならない計算書類等の様式等及び届出書類やその他の書類等を用いて都道府県知事等が確認すべき事項や立入検査を行う際の留意点」を追って通知することとしており、今般下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一　一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の確認のポイント（以下「確認のポイント」という。）について

１　確認のポイントの位置づけ

本確認のポイントは、医療法令上の非営利性を制度上徹底されている医療法人に関する規定や既存の「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成５年２月 23 日付け総第５号・指第９号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知。以下「平成５年通知」という。）及び「医療法人以外の法人による医療機関の開設者の非営利性の確認について」（平成 19 年３月 30 日付け医政総発 0330002 号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を踏まえ、一般社団法人に関する非営利性の確認事項を整理するとともに、改正政令及び改正省令により、医療機関を開設する一般社団法人に届出義務を課した計算書類等を用いて、どのように非営利性を確認するかを整理したもの。

２　確認書類及び確認方法について

一般社団法人に関して確認すべき非営利性の観点と、都道府県知事（診療所にあっては、その開設地が保健所設置市・特別区の区域にある場合においては、当該保健所設置市・区長。以下「都道府県知事等」という。）が当該観点から確認すべき書類及び方法の例は下表のとおりである。平成５年通知及び平成 19 年通知の趣旨を踏まえ、十分留意の上、各都道府県知事等の審査・指導の体制や地域の一般社団法人が開設する医療機関の数等に応じて適切に実施いただきたい。

非営利性の観点	確認書類	確認方法（例）
（１）法人の活動目的が営利を目的としていないこと ・医療機関の経営を主たる事業とする場合は、法人の目的が、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たす内容であ	開設許可申請時の届出（開設の目的）	下記のいずれも満たしているかを確認し、満たしていない場合は変更を求める。 ・「地域医療の確保」、「公衆衛生の向上」又はこれに類することを目的としていることが記載されていること。 ・物品の販売、賃貸、事業の企画、請負、代行等営利を追求する内容が記載されていないこと。

ること。 ・また、医療機関の経営については営利を目的とするような内容が含まれていないこと。 ・一般社団法人が開設した医療機関等の管理者が理事に加えられていること。	定款	下記のいずれも満たしているかを確認し、満たしていない場合は変更を求める。 ・医療機関の開設・経営について、「地域医療の確保」、「公衆衛生の向上」又はこれに類することを目的としていることが記載されていること。 ・医療機関の開設・経営について、物品の販売、賃貸、事業の企画、請負、代行等営利を追求する内容が記載されていないこと。
	事業報告書	・「医業に係る業務」及び「医業に関する業務」以外で、投機的な取引、高利の融資又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業等、法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行っていないかを確認する。 ・「役員」の備考欄に、当該法人が開設する医療機関等の管理者が記載されているかを確認し、記載がない場合は変更を求める。
（２）医療機関の運営上生じる利益の移転を禁止していること ・剰余金の配当をしていないこと。 ・剰余金に類するものも同様に配当していないこと。	定款	・剰余金の配当をしないことが定められているかを確認し、定められていない場合は変更を求める。 ・定められていない場合であって、即時の変更が困難な場合等は、必要に応じてその理由を確認し、剰余金を配当していないことを証する書類（税務報告書等）の提出を求める。
①土地、建物又は設備の賃貸契約が適正になされ、借料の額、	事業報告書	「その他」の項目にて工事、医療機器の購入又はリース契約の有無を確認し、記載があれば、契約内容に

契約期間等の契約内容が適切であること。 ②借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。		ついて下記を満たしているか確認する。 ・借料の額、契約期間等の契約内容（建物が未完成等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容）が適正であること。 ・借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。
	貸借対照表	・現預金が財政規模に比して過小ではないこと。 ・債権又は債務が財政規模に比して過大でないこと。
	損益計算書	事業規模に比して事業費用が過大でないことを確認する。
	附属明細書	【有形固定資産明細表】 医療経営とは無関係な著しく高額な資産の取得があるかどうかを確認する。 【事業費用明細表】 下記について確認する。 ・事業費用のうち給料が財政規模に比して過大でないこと。 ・その他の各費用についても不適切に高額な費目がないこと。
	財産目録	土地及び建物について法人所有であるか、賃借であるかを確認し、賃借である場合には契約内容が適正であるかを確認する。
	取引状況報告書	世間相場と比して取引金額が過大でないことを確認する。
	監査報告書	各決算書類の内容を医療機関の非営利性の観点で監査できていることを確認する。
（３）法人が解散した際の残余財産の帰属先を制限していること	定款	法人が解散した際の残余財産の帰属先が国、地方公共団体、医療法人若しくは医療法施行規則第 31 条の

解散時の残余財産の帰属先は、国、地方公共団体、医療法人若しくは医療法施行規則第 31 条の２各号に掲げる者[1]又は法人税法施行令第３条第１項第２号イからハまでに掲げる一般社団法人又は一般財団法人[2]のうちから選定されていること。		２に掲げる者又は法人税法施行令第３条第１項第２号イからハまでに掲げる一般社団法人又は一般財団法人のうちから選定されて明記されているかを確認し、明記されていない場合には、定款の変更を求める。
（４）法人の役員が原則として営利を目的とする法人と役員等を兼務していないこと ・法人の役員が原則として医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。兼務している場合は、平成５年通知に従い、医療機関の非営利性に影響を与えることがないもの等であること。 ・原則、法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していないこと。	事業報告書	「役員」の備考欄において、兼務先を確認し、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるか等について、必要に応じて貸借対照表、損益計算書、附属明細書、取引状況報告書、監査報告書により確認する。
	貸借対照表	当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、注記の関係事業者[3]に関する事項において取引状況を参照し、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるかを確認する。
	損益計算書	事業規模に比して事業費用が過大でないことを確認する。
	附属明細書	【有形固定資産明細表】 医療機関経営とは無関係な著しく高額な資産の取得があるかどうかを確認する。 【事業費用明細表】

		事業費用のうち委託費や支払手数料等外部業者への支払費目のうち財政規模に比して高額な費目がないことを確認する。
	取引状況報告書	当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、関係事業者[3]との取引の状況に関する報告書を参照し、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるかを確認する。
	監査報告書	各決算書類の内容を医療機関における非営利性の観点で監査できていることを確認する。
（５）一社員一議決権であること。	定款	社員の議決権についての例外規定がないかを確認する。一社員一議決権の例外が定められている場合には、定款の変更を求める。

（備考）

[1] 医療法施行規則（抄）

（残余財産の帰属すべき者となることができる者）

第三十一条の二　法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの

二　財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

[2] 法人税法施行令（抄）

（非営利型法人の範囲）

第三条　法第二条第九号の二イ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。

一　（略）

二　その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる者に帰属する旨の定めがあること。

イ　公益社団法人又は公益財団法人

ロ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九

号）第五条第二十号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人

ハ　その残余財産が公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者

三　（略）

２～５　（略）

3　関係事業者は、医療法第 51 条第１項の規定を準用し、理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該一般社団法人又はその役員と以下（１）に掲げる者が（２）に掲げる取引を行う場合における当該関係がある者をいう。

（１）次のいずれかに該当する者

イ　当該一般社団法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　当該一般社団法人の役員又はその近親者が代表者である法人

ハ　当該一般社団法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人

ニ　他の法人の役員が当該一般社団法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人

ホ　ハの法人の役員が他の法人（当該一般社団法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

（２）　次のいずれかに該当する取引

イ　事業収益又は事業費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該一般社団法人の当該会計年度における事業収益の総額（医業に係る事業収益、医業に関連する業務に係る事業収益、当該事業以外の事業収益の総額）又は事業費用の総額（医業に係る事業費用、医業に関連する業務に係る事業費用、当該事業以外の事業費用の総額）の十パーセント以上を占める取引

ロ　事業外収益又は事業外費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該一般社団法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の十パーセント以上を占める取引

ハ　特別利益又は特別損失の額が一千万円以上である取引

ニ　資産又は負債の総額が、当該一般社団法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占め、かつ一千万円を超える残高になる取引

ホ　資金貸借並びに有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、一千万円以上であり、かつ当該一般社団法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引

へ　事業の譲受又は譲渡の場合にあつては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、一千万円以上であり、かつ当該一般社団法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引

３　確認のポイントに基づく確認の実施時期について

当該通知発出後に医療機関を開設する一般社団法人については、開設許可の申請時から確認のポイントを踏まえて確認することとする。

また、既に医療機関を開設している一般社団法人（新たに医療機関を開設する場合を除く。）については、以下のとおり、令和９年度から確認のポイントを踏まえた確認を行うこととする。

・改正政令及び改正省令により届出を義務づけた書類の確認は、令和９年度（令和８年事業分の会計年度終了後３か月以内）に届け出られたものから行う。
・開設許可申請時の提出内容変更時における非営利性の確認は、令和９年４月以降に届け出られたものから行う。
・報告徴収・立入検査時の確認は、令和９年４月以降の立入検査から確認のポイントを踏まえた確認を行う。
・令和９年度中に立入検査が行われず、変更届出も見込まれない医療機関に対しては、令和９年度において、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書とあわせて確認のポイントに適合した定款等の提出を求めることとする。

なお、医療法第 25 条に基づく報告徴収・立入検査時には、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び付属明細書に限らず、その他必要な書類（監査報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、財産目録、純資産変動計算書等）について確認を行うことが可能である。

４　非営利性の確認と医療法に基づく医療機関への行政指導等の関係

開設許可の申請において、非営利性の確認を行った結果、非営利性を満たさないと解される場合、医療法第７条第７項に基づき、都道府県知事等は開設許可を与えないことができる。

また、毎年度の事業報告書等の確認や立入検査時の確認によって、非営利性が徹底されていないと解される場合には、医療法第 24 条の２に基づき、都道府県知事等は改善措置命令・業務停止命令ができ、当該命令に違反した場合は、同法第 29 条第１項第４号に基づき開設許可の取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

第二　届出書類の様式等について

1　医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第４条の７の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告並びに医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第９条の２の５の附属明細書の記載事項について、次の⑴から⑷までの様式を参考にされたい（⑷については、直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上である一般社団法人が届出の対象となる。）。

また、その他任意に追加的な提出を求める書類の様式についても、次の⑸のとおり定めた。

なお、一般社団法人において監査報告書を作成していた場合は、任意に追加的な提出を求めることとする。

⑴　事業報告書　様式１

⑵　貸借対照表

①　病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する一般社団法人　様式２－１

②　診療所のみを開設する一般社団法人　様式２－２

⑶　損益計算書

①　病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する一般社団法人　様式３－１

②　診療所のみを開設する一般社団法人　様式３－２

⑷　附属明細書

①　重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記　様式４－１

②　有形固定資産等明細表　様式４－２

③　引当金明細表　様式４－３

④　借入金等明細表　様式４－４

⑤　有価証券明細表　様式４－５

⑥　事業費用明細表　様式４－６

⑸　その他の書類

①　関係事業者との取引の状況に関する報告書　様式５－１

②　財産目録　様式５－２

③　純資産変動計算書　様式５－３

2　損益計算書について

１⑶について、損益計算書の様式中「医業に関連する業務」とは、「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年３月 30 日付け医政第 0330053 号厚生労働省

医政局長通知）別表に掲げる附帯業務とする。

3　重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記について

一　継続事業の前提に関する注記について

1⑷①について、継続事業の前提に関する注記は、当該一般社団法人の会計年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合におけるその内容を記載する。

二　重要な偶発債務に関する注記について

重要な偶発債務に関する注記は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載する。

三　重要な後発事象に関する注記について

重要な後発事象に関する注記は、当該一般社団法人の会計年度の末日後、当該一般社団法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載する。

四　関係事業者との取引について

関係事業者との取引の状況に関する報告書の報告対象は、第一の２注釈３のとおりとする。

また、関係事業者との取引について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに注記しなければならない。

① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
③ 当該一般社団法人と関係事業者との関係
④ 取引の内容
⑤ 取引の種類別の取引金額
⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、上記の注記を要しない。

イ　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明

白な取引

ロ　役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

五　その他一般社団法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項について

「その他一般社団法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。

① 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合の影響額

② 満期保有目的の債券に重要性がある場合の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

③ 原則法を適用した場合の、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

④ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳

⑤ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

4　事業費用明細表について

1⑷⑥について、事業費用明細表は、以下のいずれかの内容とする。

イ　中区分科目別に、損益計算書における費用区分に対応した医業に係る事業の事業費用（本部を独立した会計としている場合には、事業費と本部費に細分する。）、医業に関連する業務に係る事業費用及びその他事業費用の金額を表記する。この場合に、中区分科目の細区分として形態別分類を主として適宜分類した費目を合わせて記載することができる。

ロ　損益計算書における事業費用の医業に係る事業、医業に関連する業務及びその他事業の区分記載に関わらず、形態別分類を主として適宜分類した費目別に法人全体の金額を表記する。この場合に、各費目を中区分科目に括って合わせて記載することができる。

なお、中区分科目は、売上原価（当該一般社団法人の開設する病院等の業務に附随して行われる売店等及びその他事業のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務にかかるもの）、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用とする。

5　関係事業者との取引の状況に関する報告書について

1⑸①について、関係事業者との取引の状況に関する報告書の報告対象は、第一の２注釈３のとおりとする。

６　財産目録について

１⑸②について、財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、価額及び必要な情報を表示するものとし、貸借対照表の区分に準じて、資産の部と負債の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に区分して、純資産の額を表示するものとする。

また、財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

７　純資産変動計算書について

１⑸③について、純資産変動計算書は、純資産の部の科目別に前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載する。なお、当期変動額は、当期純利益、拠出額、返還又は払戻額、振替額等原因別に表記する。

第三　一般社団法人の非営利性の確認の実態調査の実施について

第一の確認のポイントに則った一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の確認については、令和９年度以降、その実態を把握するため調査を行う予定であり、調査の内容等については追って通知することとするため、ご協力をお願いしたい。

別紙

【様式１】

事　業　報　告　書

（自　令和○○年○○月○○日　至　令和○○年○○月○○日）

1　一般社団法人の概要

(1) 名　　称　　一般社団法人○○○

(2) 事務所の所在地　　○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和・平成・令和○○年○○月○○日

(4) 設立登記年月日　　昭和・平成・令和○○年○○月○○日

(5) 役員

	氏　　名	備　　考
代表理事	○○　○○	
理　　事	○○　○○	
同	○○　○○	○○病院管理者
同	○○　○○	○○診療所管理者
同	○○　○○	介護老人保健施設○○園管理者
同	○○　○○	○○介護医療院管理者
同	○○　○○	経営有識者（○○株式会社取締役）
監　　事	○○　○○	
同	○○　○○	

注）　備考欄に、当該法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であること、役員を兼務している営利企業の名称及び当該兼務している役職を記載すること。

2　事業の概要

(1) 医業に係る業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病院	○○病院	○○○○○○○○○○	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	一般病床　○○○床 療養病床　○○○床 [医療保険○○床]

				[介護保険　○○○床] 精神病床○○床 感染症病床○○床 結核病床○○床
診療所	○○診療所 【○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理】	○○○○○○○○○○	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	一般病床○○床 療養病床○○床 [医療保険○○床] [介護保険○○床]
介護老人保健施設	○○園	○○○○○○○○○○	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	入所定員　○○○名 通所定員○○名
介護医療院	○○介護医療院	○○○○○○○○○○	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	入所定員　○○○名 通所定員○○名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 医業に関連する業務

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション○○	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	
○○在宅介護支援センター 【○○市（町、村）から委託を受けて管理】	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	

注) 1．医療法第４２条各号に掲げる業務その他これに類する医業に関連する業務を記載すること。
2．地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) (1)・(2)以外の業務

種　　類	実　施　場　所	備　　考
駐車場業	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	
料理品小売業	○○県○○郡（市）○○町（村） ○○番地	

(4) 当該会計年度内に社員総会又で議決又は同意した事項

令和○○年○○月○○日　令和○○年度決算の決定
令和○○年○○月○○日　定款の変更
令和○○年○○月○○日　社員の入社及び除名
令和○○年○○月○○日　理事、監事の選任、辞任の承認
令和○○年○○月○○日　令和○○年度の事業計画及び収支予算の決定
〃　令和○○年度の借入金額の最高限度額の決定
〃

(5) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

【様式２－１（病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人）】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貸　借　対　照　表

（令和　　年　　月　　日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	×××	**Ⅰ 流動負債**	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
Ⅱ 固定資産	×××	前受金	×××
１有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	○○引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	**Ⅱ 固定負債**	×××
車両及び船舶	×××	長期借入金	×××
土地	×××	繰延税金負債	×××
建設仮勘定	×××	○○引当金	×××
その他の有形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
２無形固定資産	×××	負債合計	×××
借地権	×××	純資産の部	
ソフトウェア	×××	科目	金額
その他の無形固定資産	×××	**Ⅰ 基金**	×××
３その他の資産	×××	**Ⅱ 積立金**	×××
有価証券	×××	代替基金	×××
長期貸付金	×××	○○積立金	×××
役職員等長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
長期前払費用	×××	**Ⅲ 評価・換算差額等**	×××
繰延税金資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
その他の固定資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

（注）　表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

【様式２－２（診療所のみを開設する法人）】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貸　借　対　照　表

（令和　　年　　月　　日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	×××	**Ⅰ 流動負債**	×××
Ⅱ 固定資産	×××	**Ⅱ 固定負債**	×××
１有形固定資産	×××	負債合計	×××
２無形固定資産	×××	純資産の部	
３その他の資産	×××	科目	金額
		Ⅰ 基金	×××
		Ⅱ 積立金	×××
		（うち代替基金）	（×××）
		Ⅲ 評価・換算差額等	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【様式３－１（病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人）】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損　益　計　算　書

（自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　事　業　損　益		
Ａ　医業に係る事業損益		
１　事　業　収　益		×××
２　事　業　費　用		
（1）事　　業　　費	×××	
（2）本　　部　　費	×××	×××
医業に係る事業利益		×××
Ｂ　医業に関連する業務に係る事業損益		
１　事　業　収　益		×××
２　事　業　費　用		×××
医業に関連する業務に係る事業利益		×××
Ｃ　Ａ・Ｂ以外の事業損益		
●●業に関連する業務		
１　事　業　収　益		×××
２　事　業　費　用		×××
Ａ・Ｂ以外の事業利益		×××
事　業　利　益		×××
Ⅱ　事 業 外 収 益		
受　取　利　息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
Ⅲ　事 業 外 費 用		
支　払　利　息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経　常　利　益		×××
Ⅳ　特　別　利　益		
固 定 資 産 売 却 益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
Ⅴ　特　別　損　失		
固 定 資 産 売 却 損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税　引　前　当　期　純　利　益		×××
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	×××	
法　人　税　等　調　整　額	×××	×××
当　期　純　利　益		×××

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

３．医療に係る事業及び医療に関連する事業以外の事業を実施する者においては、上記Cについて、実施するCの事業種別毎に区分して計上し、作成すること。

【様式３－２（診療所のみを開設する法人）】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損　益　計　算　書

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　医業に係る事業損益	
１　事　業　収　益	×××
２　事　業　費　用	×××
医業に係る事業利益	×××
Ｂ　医業に関連する業務に係る事業損益	
１　事　業　収　益	×××
２　事　業　費　用	×××
医業に関連する業務に係る事業利益	×××
Ｃ　Ａ・Ｂ以外の事業損益	
●●業に関連する業務	
１　事　業　収　益	×××
２　事　業　費　用	×××
Ａ・Ｂ以外の事業利益	×××
事　業　利　益	×××
Ⅱ　事業外収益	×××
Ⅲ　事業外費用	×××
経　常　利　益	×××
Ⅳ　特　別　利　益	×××
Ⅴ　特　別　損　失	×××
税　引　前　当　期　純　利　益	×××
法　人　税　等	×××
当　期　純　利　益	×××

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

３．医療に係る事業及び医療に関連する事業以外の事業を実施する者においては、上記Cについて、実施するCの事業種別毎に区分して計上し、作成すること。

【様式４－１】

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

１　継続事業の前提に関する事項

２　資産の評価基準及び評価方法

３　固定資産の減価償却の方法

４　引当金の計上基準

５　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

６　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

７　重要な会計方針を変更した旨等

８　資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

９　担保に供されている資産に関する事項

１０　関係事業者に関する事項

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

取引条件及び取引条件の決定方針等

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

取引条件及び取引条件の決定方針等

１１　重要な偶発債務に関する事項

１２　重要な後発事象に関する事項

１３　その他一般社団法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

（該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。）

【様式４－２】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残高 （千円）
有形固定資産								
	計							
無形固定資産								
	計							
その他の資産								
	計							

１．有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

２．「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

３．当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

４．合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の１％を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

５．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

６．有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の５％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

【様式４－３】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

引　当　金　明　細　表

区　　分	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （そ の 他） （千円）	当期末残高 （千円）

１．前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。

２．「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

３．「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

【様式４－４】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

借　入　金　等　明　細　表

区　　分	前期末残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				－
１年以内に返済予定の長期借入金				－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合　　計			－	－

１．短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

２．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。

３．「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

４．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

５．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

【様式４－５】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

有　価　証　券　明　細　表

【債　券】

銘　　柄	券　面　総　額 （千円）	貸借対照表価額 （千円）
計		

【その他】

種　類　及　び　銘　柄	口 数 等	貸借対照表価額 （千円）
計		

１．貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。

２．流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。

３．銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が法人の純資産額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。

４．「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第２条第１項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

【様式４－６】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

区　　分	①医業に係る事業費用			②医業に関連する業務に係る事業費用	③ ①・②以外の事業費用	合　　計
	事業費	本部費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

１．売上原価には、当該法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び③の事業のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

２．中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。

３．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　費　用　明　細　表

（自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　材料費		
：	：	
：	×××	×××
Ⅱ　給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅲ　委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅳ　経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
	×××	×××
事　業　費　用　計		×××

1．売上原価には、当該法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益事業（医業及び医業に関連する業務を除く。）のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2．ⅠからⅥの中区分科目は、省略する様式によることもできる。

3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

【様式５－１】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）複数の業務をまとめて同一の事業者に委託する場合等には、具体的な内容が分かるよう、委託する業務ごとに「取引の内容」「取引金額」欄を記載すること。

【様式５－２】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

財　　産　　目　　録

（令和　　年　　月　　日現在）

１．資　　産　　額　　×××　千円
２．負　　債　　額　　×××　千円
３．純　　資　　産　　額　　×××　千円

（内　　訳）　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
Ａ　流　動　資　産	×××
Ｂ　固　定　資　産	×××
Ｃ　資　産　合　計　（Ａ＋Ｂ）	×××
Ｄ　負　債　合　計	×××
Ｅ　純　　資　　産　（Ｃ－Ｄ）	×××

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　　物　（□ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

（詳　　細）法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

【様式５－３】

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

純　資　産　変　動　計　算　書

（自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日）

（単位:千円）

	基金（又は出資金）	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		代替基金	○○積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和　年　月　日　残高	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××
会計年度中の変動額									
当期純利益				×××	×××				×××
・・・・・・・・・・									
・・・・・・・・・・									
会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
令和　年　月　日　残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

１．純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
２．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
３．積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。